

# 兵庫県公報

平成26年6月10日 火曜日 第2601号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
土地改良区役員の就任の届出（同）	3
土地改良区の定款の変更認可（同）	3
兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	3
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
同 上（同）	4
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
公共測量が終了した旨の通知（同）	5
同 上（同）	5
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
同 上（同）	5
景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	6
道路の位置指定（建築指導課）	6
公 告	
軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	7
随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	7
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
同 上（同）	9
同 上（同）	10
公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 （建築指導課）	10
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	11
入札公告（管理課）	11
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	15

## 告 示

兵庫県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 健次郎	洲本市宇原910番地 1
同	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
同	静 川 叶	同 市前平78番地
同	細 川 雄 三	同 市池田238番地
同	清 水 敏 正	同 市木戸509番地 2
同	小 川 正 孝	同 市新村224番地
同	中 村 益 幸	同 市池内755番地

同	狩 野 隆 史	同 市納390番地
同	矢尾田 勝	同 市鮎屋354番地
同	藤 江 義 和	南あわじ市広田中筋245番地
同	桑 川 和 央	同 市中条中筋719番地
同	不 動 博 文	同 市中条徳原422番地
同	蔭 山 和 敏	同 市山添697番地
同	谷 池 正 明	洲本市金屋904番地
同	小 林 俊 宜	南あわじ市広田中筋778番地
監 事	高 橋 孝 夫	洲本市金屋93番地 5
同	玉 井 伯 明	同 市物部二丁目12番 6号
同	武 田 至 弘	南あわじ市中条中筋1222番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

相 曾 高 博

高 橋 孝 夫

静 川 叶

谷 口 進 一

清 水 敏 正

小 川 正 孝

中 村 益 幸

西 尾 純 二

矢尾田 勝

久次米 祥 博

井 上 敏 雄

清 川 光 博

桑 川 和 央

不 動 博 文

谷 池 正 明

小 林 俊 宜

竹 池 永 侑

肥 窓 一 弘

井 本 優

## 住 所

洲本市宇原88番地 1

同 市金屋93番地 5

同 市前平78番地

同 市池田125番地

同 市木戸509番地 2

同 市新村224番地

同 市池内755番地

同 市納348番地

同 市鮎屋354番地

南あわじ市山添585番地 1

同 市広田広田196番地 1

同 市広田中筋191番地

同 市中条中筋719番地

同 市中条徳原422番地

洲本市金屋904番地

南あわじ市広田中筋778番地

洲本市大野818番地

同 市上物部902番地23

南あわじ市中条中筋1707番地

## 兵庫県東播土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 氏 名

小 池 敏

岡 田 寛 久

井 場 正 篤

井 上 日 吉

久 後 利 成

國 井 久 明

黒 石 一

小 寺 博

白 井 清 吾

藤 原 和 男

平 野 隆 司

廣 田 高 司

藤 原 善 已

安 達 紀 之

林 山 光 良

## 住 所

加東市秋津249番地

小野市山田町545番地の 1

同 市黒川町527番地の 1

同 市広渡町43番地

同 市小田町455番地

加東市沢部525番地

同 市田中468番地

同 市久米568番地

同 市木梨204番地

同 市新町211番地 1

同 市檜鹿谷458番地

同 市小沢447番地

小野市二葉町1085番地の181

三木市細川町脇川449番地の 3

加東市山国2019番地47

同	白 井 貞 夫	同 市木梨59番地 1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 敏	加東市秋津249番地
同	大 西 尊	小野市山田町123番地
同	井 場 正 篤	同 市黒川町527番地の 1
同	井 上 日 吉	同 市広渡町43番地
同	久 後 利 成	同 市小田町455番地
同	國 井 久 明	加東市沢部525番地
同	黒 石 一	同 市田中468番地
同	小 寺 博	同 市久米568番地
同	森 本 善 明	同 市下三草41番地
同	藤 原 和 男	同 市新町211番地 1
同	平 野 隆 司	同 市檜鹿谷458番地
同	廣 田 高 司	同 市小沢447番地
同	安 井 修	小野市二葉町1087番地の167
同	安 達 紀 之	三木市細川町脇川449番地の 3
同	林 山 光 良	加東市山国2019番地47
同	白 井 貞 夫	同 市木梨59番地 1



兵庫県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

谷川土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	浅 葉 廣 和	丹波市山南町谷川2253番地



兵庫県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
見性寺井堰土地改良区	平成26年 5月19日



兵庫県告示第526号

兵庫県漁業調整規則(昭和41年兵庫県規則第48号)第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成26年 6月20日(金)午後 1 時00分から午後 1 時30分まで
- 3 場所

兵庫県庁1号館10階 農政環境部会議室



## 兵庫県告示第527号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
加古川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。)



## 兵庫県告示第528号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町田井縄字親見谷1007の1、1007の3、1007の5から1007の9まで、1008、1007の10(次の図に示す部分に限る。)、字上地619
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字親見谷1007の1、1007の7から1007の10まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



## 兵庫県告示第529号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県西播磨県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
平成26年 5月30日から同年 8月31日まで
- 3 作業地域  
宍粟市の一部



兵庫県告示第530号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(道路計画)
- 2 作業期間  
平成25年 7月31日から平成26年 3月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区地先から揖保郡太子町地先まで



兵庫県告示第531号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(道路計画)
- 2 作業期間  
平成25年12月 2日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業地域  
姫路市林田町下伊勢地先



兵庫県告示第532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯ノ子川(2) (240030035)	美方郡香美町小代区神水(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県土木整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の

規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口川 (241020082)	美方郡新温泉町歌長(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第534号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社タツミコーポレーション  
代表者の氏名 朴 成 哲  
住所 明石市松の内2丁目3番地の9
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 M . G A I A三木南店  
所在地 三木市福井字八幡谷2148 2 他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成26年 6月10日から同月23日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成26年 6月10日から同月23日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第535号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24東播位置 0004号	26.5.26	加古郡播磨町古宮字平松212番1の一部、213番の一部	6.00	49.51
第H24東播位置 0005号	26.5.26	加古郡播磨町古宮字平松219番の一部、221番1の一部、238番の一部	6.00	49.82

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
200 リットル 券	農業	H21 5137682	平成27年 2月17日	1	加古郡稲美町国岡1 173 株式会社 J A オートサービス 天満セルフ S S	東播磨 県民局	平成26年 5月19日

随意契約の相手方等の公示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,011,583円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年 6月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ピオレヤング館

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| 神戸S C開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 中村 順一  |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 大阪市北区芝田二丁目4番24号   | 真鍋 精志  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- ア 変更前  
プリエ姫路
- イ 変更後  
ピオレヤング館

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前  
名称 西日本旅客鉄道株式会社  
住所 大阪市北区芝田二丁目4番24号  
代表者の氏名 佐々木 隆之
- イ 変更後  
名称 西日本旅客鉄道株式会社  
住所 大阪市北区芝田二丁目4番24号  
代表者の氏名 真鍋 精志

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前
- | 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------|-------------------|--------|
| 株式会社ジュン         | 東京都港区港南1丁目8番22号   | 佐々木 進  |
| 株式会社ポイント        | 東京都中央区八重洲2丁目7番2号  | 石井 稔晃  |
| 株式会社コーン<br>外45者 | 大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号 | 笠松 勢哉  |
- イ 変更後
- | 名称                 | 住所               | 代表者の氏名 |
|--------------------|------------------|--------|
| 株式会社ジュン            | 東京都港区青山2丁目2番3号   | 佐々木 進  |
| 株式会社ポイント           | 東京都中央区八重洲2丁目7番2号 | 福田 三千男 |
| 株式会社シティーヒル<br>外43者 | 大阪市中央区博労町4丁目5番9号 | 田中 勉   |

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称  
平成25年4月30日
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成24年6月22日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年4月30日ほか

5 届出年月日

平成26年5月16日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成26年6月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限



平成26年10月10日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エイヴィスプラザ

所在地 西宮市田中町73番地

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

辰馬企業株式会社

西宮市鞍掛町4番16号

辰馬真澄

庄野隆雄

西宮市田中町3番1102号

川西淳一郎

神戸市東灘区西岡本五丁目10番12号

株式会社キリン堂

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

寺西忠幸

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

株式会社グルメシティ近畿

大阪府吹田市江坂一丁目18番10号

佐々木浩

庄野隆雄

西宮市田中町3番1102号

合名会社川西北陽堂

西宮市田中町3番1号

由良文史朗

## (2) 変更後

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

株式会社グルメシティ近畿

大阪府吹田市江坂一丁目18番10号

中村茂樹

庄野隆雄

西宮市田中町3番1102号

合名会社川西北陽堂

西宮市田中町3番1号

由良文史朗

## 4 変更年月日

平成26年3月12日

## 5 届出年月日

平成26年5月22日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成26年6月10日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成26年10月10日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイエー宝塚中山店  
所在地 宝塚市売布東の町21番22号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表者の氏名 常 陰 均
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
午前9時から午後11時まで
    - イ 変更後  
午前7時から午後11時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前7時から午後11時30分まで
    - イ 変更後  
午前6時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日  
平成26年5月17日
- 5 届出年月日  
平成26年5月16日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成26年6月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成26年10月10日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

| 認 定 番 号                 | 認定年月日<br>(平成年月日) | 公 告 対 象 区 域                                                                                         |
|-------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 H 25 西 播 団 連<br>0002号 | 26.5.28          | 揖保郡太子町天満山字道添88番2、88番3、88番7、91番2の一部<br>同 郡同 町原字天神山530番57の一部、530番58の一部、530番59の一部<br>同 郡同 町太田字小山1631番2 |



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町太田字地田1971番1、1986番の一部、1987番1、1988番1、1988番3、1991番3、1991番4、1971番1地先里道水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町東出216番地の5  
山榮徳行株式会社 代表取締役 山本陽典
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年4月9日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-26-2号(25太子)



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年6月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
橋梁点検車(8トン級) 1台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成27年2月27日(金)
  - (4) 納入場所  
加古川土木事務所(加古川市加古川町寺家町天神木97 1)
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時

までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 登里

電話(078)341-7711 内線4937 F A X (078)362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年6月10日(火)から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。ただし、6月23日(月)以降は午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

ウ 入札の日時

平成26年7月22日(火)午後2時 兵庫県庁西館 1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年7月18日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成26年6月10日(火)午前9時から同月24日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時

平成26年7月14日(月)午後5時から同月22日(火)午後2時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成26年6月11日(水)午前9時から同年7月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。ただし、6月23日(月)以降は午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成26年6月11日(水)午前9時から同月24日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、平成26年6月24日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成26年7月14日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年7月17日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年8月6日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Bridge Inspection Vehicle(8 tons)

- (3) Delivery period: February 27, 2015

- (4) Delivery place:  
Kakogawa Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 24, 2014
- (6) Deadline for tender:  
14:00 July 22, 2014 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 July 18, 2014 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr.Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 6月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表小野市の項中

|        |                    |               |
|--------|--------------------|---------------|
| を<br>「 | 北播磨総合医療センター        | 同 市市場町926 250 |
|        | 北播磨総合医療センター        | 同 市市場町926 250 |
|        | 医療法人社団 栄宏会 栄宏会小野病院 | 同 市天神町973     |

に改める。

2 老人ホームの表小野市の項中

|        |                              |                   |
|--------|------------------------------|-------------------|
| を<br>「 | 社会福祉法人 栄宏福祉会 特別養護老人ホーム めく森   | 同 市久保木町字出晴1561 24 |
|        | 社会福祉法人 栄宏福祉会 特別養護老人ホーム めく森   | 同 市久保木町字出晴1561 24 |
|        | 社会福祉法人 栄宏福祉会 特別養護老人ホーム なごみの杜 | 同 市天神町973         |

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第39号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 6月10日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 文 蔵

政党

| 名称             | 代表者氏名   | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                     |
|----------------|---------|---------|--------------------------------|
| みんなの党神戸市会第2支部  | 藤 川 泰 輔 | 藤 川 泰 輔 | 神戸市東灘区魚崎南町3 21<br>ラ・セゾンあかつき4 B |
| みんなの党兵庫県議会第5支部 | 林 晃 司   | 林 陽 子   | 姫路市坂田町1 1 403                  |

その他の政治団体

| 名称                 | 代表者氏名     | 会計責任者氏名   | 主たる事務所の所在地              |
|--------------------|-----------|-----------|-------------------------|
| 尼崎維新の会             | 吉 岡 健一郎   | 吉 岡 伸 子   | 尼崎市神田中通3 56             |
| 伊福よしはる後援会          | 酒 井 孝 信   | 福 田 十 糸 子 | 宝塚市福井町19 12             |
| WAVE21芦屋           | 北 村 春 江   | 北 村 豊     | 芦屋市公光町7 15              |
| 上山隆弘後援会            | 玉 田 直 樹   | 上 山 説 子   | 揖保郡太子町鶴389番地3           |
| 太田よしおをおうえんする会      | 太 田 善 雄   | 太 田 時 子   | 淡路市尾崎930 3              |
| 小西邦和後援会一粒会         | 松 本 実     | 小 西 岩 男   | 加古郡播磨町南大中3 11 16        |
| 小林美穂後援会            | 小 林 美 穂   | 小 林 美 穂   | 篠山市真南条中1 3              |
| 小松美紀江後援会           | 石 田 清     | 喜多川 馨     | 高砂市阿弥陀町魚橋454の4          |
| 市民と岡本はるきの会         | 岡 本 治 樹   | 川 村 守     | 南あわじ市倭文長田1 8 2F         |
| 政治結社大日本忠義會         | 中 野 伸 吾   | 平 井 正 史   | 佐用郡佐用町三日月336 1          |
| 田中ひでのり後援会          | 田 中 秀 典   | 矢 野 隆 美   | 三田市天神1 9 15             |
| 辻本達也後援会            | 山 口 和 昭   | 三 好 敏 江   | 明石市大久保町高丘7丁目64<br>9     |
| とくの会               | 秋 山 篤 三   | 秋 山 恵 子   | 朝来市新井645番地              |
| 戸田竜馬とともに明日の伊丹をつくる会 | 戸 田 文 子   | 柳 楽 藤 吉   | 伊丹市森本2丁目132             |
| 永井まちこ後援会           | 近 藤 和 夫   | 永 井 一 三   | 小野市市場町226番地の4           |
| 橋本健後援会             | 橋 本 健     | 橋 本 健     | 神戸市中央区中山手通2 24<br>1 418 |
| 花畑奈知子を励ます会         | 花 畑 奈 知 子 | 花 畑 和 美   | 揖保郡太子町鶴598              |
| 林こうじ後援会            | 林 晃 司     | 林 陽 子     | 姫路市坂田町1 1 403           |

|                 |           |           |                           |
|-----------------|-----------|-----------|---------------------------|
| 水野雅広後援会         | 水 野 雅 広   | 水 野 裕 美 子 | 養父市葛畑121 7                |
| 山口みさえ後援会「みさえ広場」 | 山 口 み さ え | 森 口 知 子   | 芦屋市上宮川町 8 3 306           |
| 山本けいこサポートクラブ    | 酒 井 敬 子   | 酒 井 敬 子   | 宝塚市すみれが丘 2 丁目 2 1<br>1310 |
| 山本順一後援会         | 山 本 順 一   | 山 崎 照 子   | 美方郡香美町香住区下岡392            |
| 吉岡健一郎と尼崎を動かす会   | 吉 岡 健 一 郎 | 吉 岡 伸 子   | 尼崎市神田中通 3 56              |